

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	建設部 道路第二課	H29.4.17	長崎本線西諫早・喜々津間103k400m付近一般県道諫早外環状線道路改良工事に伴う計測管理工事(協定)	23,895,000	長崎市尾上町1番89号 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社長 深田 康弘	当業務は、一般県道諫早外環状線(諫早インター工区)において、九州旅客鉄道(株)が管理する長崎本線の軌道に近接する盛土工事における軌道敷内の観測を行う業務であるため、鉄道の運営に必要な規則や管理を遵守し、工事中の不測の事態にも臨機応変に即時対応する必要があることから、当該軌道を管理する九州旅客鉄道(株)と委託契約を締結するものである。	第167条の2 第1項第2号
2	県央振興局	建設部 道路第一課	H29.4.19	主要地方道諫早飯盛線 道路災害防除工事	7,279,200	諫早市久山町1442-1 吉川建設株式会社 代表取締役 吉川優子	本工事は、主要地方道諫早飯盛線の諫早市土師野尾町において、4/7からの大雨により4/11午前道路護岸が被災し、路面に変状が出たことが確認できたため、道路を片側通行規制し、道路陥没を防止する応急対策工事を行った箇所の本復旧工事である。 本路線は、諫早市街地と飯盛町を結ぶ主要な幹線道路で、バス路線となっており、朝夕を中心に交通量が多いため、交通規制を早急に解除する必要がある。また、これ以上の護岸の被害拡大を防ぐため、梅雨前に早急に本復旧工事を行う必要がある。 このため、近接の工事や4/11の応急対策工事を行い、現地状況に精通し、緊急に対応可能な吉川建設(株)を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第5号
3	県央振興局	建設部 道路第一課	H29.4.27	主要地方道長崎空港橋樑補修工事 (監督補助業務委託)	18,360,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計者と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
4	県央振興局	建設部 河港課	H29.5.26	県央振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	2,862,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、土砂災害に対し、避難活動や家屋の建築時の制限等の判断に活用される土砂災害警戒区域等の設定作業において、高度な行政的判断を持って、その区域範囲等を確認する業務であるので、最も信頼できる相手を設定する必要がある。また、設定された区域においては、私権の制限等を行わせる基礎となるため、県としての統一性のもと、公平・中立な立場で本業務である確認を行う必要があるため、区域図面作成などの設定作業を行う調査業者から、資金面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。したがって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
5	県央振興局	農林部 土地改良課	H29.5.30	諫早北部地区 白浜・兵糧谷ため池整備 工事積算参考資料作成業務委託	3,564,000	長崎県大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。 県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持される使用許諾契約を締結し、積算システムを有しており、本システムによる積算業務を受託できるのは当連合会のみである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県央振興局	建設部 道路第二課	H29.6.1	一般県道諫早外環状線道路改良工事 (積算技術業務委託その1)	18,468,000	大村市池田二丁目 1311番3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手として特定する。	第167条の2 第1項第2号
7	県央振興局	農林部 用地管理課	H29.6.13	有喜南部地区換地計画(処分)事務委託	7,754,400	諫早市飯盛町開1929-5 有喜土地改良区 理事長 滝 和久	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」において、換地事務を受託できうる唯一の法人であるため委託する。	第167条の2 第1項第2号
8	県央振興局	農林部 農村整備課	H29.6.16	白崎地区区画整理実施設計業務委託	21,783,600	長崎県大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	本業務は、傾斜地で、複雑な地形の畑地帯の区画整理工事の設計を行うものであり、設計には高度な技術を要する土量計算等が必要である。 さらにこれらの技術を用いて、換地計画に基づく設計を行いながら、地元協議等により設計修正を繰り返す必要があるため、農業土木と換地制度の専門的な知識が求められることから、実施設計において換地土の関与が重要となる。 長崎県土地改良事業団体連合会は、土地改良区等を会員とする公法人であり、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した唯一の団体であり、換地業務実施において土地改良区の支援を行っている。また、独自の土量計算システムを有しており、傾斜地の農地の区画整備設計に関する高度な技術を有している。	第167条の2 第1項第2号
9	県央振興局	農林部 用地管理課	H29.6.23	白崎地区換地計画(処分)事務委託	1,080,000	西海市西彼町小迎郷830 白崎土地改良区 理事長 山脇 初良	白崎土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」において、換地事務を受託できうる唯一の法人であるため委託する。	第167条の2 第1項第2号
10	県央振興局	農林部 農村整備課	H29.6.28	田尻地区補助監督業務委託	2,808,000	長崎県大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	当業務は工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は監督職員による判断や工事成績の評定に影響を与える。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面で直接的な影響を受けず、土地改良事業を実施した経験のある公法人長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県央振興局	建設部 道路第一課	H29.6.30	一般国道207号道路改良工事(監督補助業務委託)	9,990,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
12	県央振興局	農林部 農村整備課	H29.7.3	田尻地区積算参考資料作成業務委託	2,754,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。 県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持される使用許諾契約を締結し、積算システムを有しており、本システムによる積算参考資料作成業務を受託できるのは当連合会のみである。	第167条の2 第1項第2号
13	県央振興局	建設部 用地課	H29.7.10	一般県道久山港線道路改良工事(久山工区)(用地取得業務委託)	26,181,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 岩崎 直紀	・用地取得事務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規定により民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。 ・県土地開発公社は、公共用地取得を行なう専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあつせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2 第1項第2号
14	県央振興局	農林部 用地管理課	H29.7.21	正久寺地区換地計画(処分)事務委託	5,119,200	諫早市正久寺町369 正久寺長田土地改良区 理事長 松田 正幸	正久寺長田土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」において、換地事務を受託できうる唯一の法人であるため委託する。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県央振興局	農林部 農村整備課	H29.8.1	有喜南部地区農地整備事業補助監督業務委託	3,240,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	当業務は工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は監督職員による判断や工事成績の評定に影響を与える。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面で直接的な影響を受けず、土地改良事業を実施した経験のある公法人長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手として特定する。	第167条の2 第1項第2号
16	県央振興局	農林部 用地管理課	H29.8.10	駄野地区換地計画(処分)事務委託	8,985,600	東彼杵郡波佐見町 田ノ郷358-4 駄野土地改良区 理事長 村田 富士利	駄野土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」において、換地事務を受託できる唯一の法人であるため委託する。	第167条の2 第1項第2号
17	県央振興局	農林部 農村整備課	H29.9.6	正久寺地区換地基図設計業務委託	5,292,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	本業務は、現地調査や地元協議等により換地計画を策定する基図を作成するものであり、作成には高度な技術と経験を有する土地改良換地士が必要である。 長崎県土地改良事業団体連合会は、土地改良区等を会員とする公法人であり、土地改良換地士が所属している県内唯一の団体である。	第167条の2 第1項第2号
18	県央振興局	建設部 道路第一課	H29.9.15	長崎本線肥前長田・東諫早間95k772m 付近長田新橋外2橋の橋梁点検	3,183,000	長崎市尾上町1番89号 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社長 深田 康弘	本業務は、九州旅客鉄道上空を交差する橋梁の点検に際し、線路上空への足場の設置、または橋梁点検車(軌陸車)の使用など、点検に必要な仮設業務を委託するものである。 この業務は、九州旅客鉄道が所管する鉄道管理区域内での作業であり、鉄道の安全確保のため九州旅客鉄道以外の作業は認められない。 よって、鉄道事業者である九州旅客鉄道株式会社長崎支社と随意契約するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県央振興局	農林部 用地管理課	H29.9.19	丸田地区換地計画(処分)事務委託	1,389,960	西海市西海町川内郷1106-13 西海町土地改良区 理事長 郡 勝寿	西海町土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」において、換地事務を受託できうる唯一の法人であるため委託する。	第167条の2 第1項第2号
20	県央振興局	建設部 河港課	H29.9.19	城の下港海岸漂着流木等緊急処理工事	3,974,400	諫早市小川町1278-3 増崎建設株式会社 代表取締役 松島 正昭	平成29年7月の九州北部豪雨により有明海に流出した流木、木くず等が、7月7日以降、城の下港海岸に大量に漂着し、漁業活動等に大きな被害をもたらしている。 これらの再流出による被害の拡大を防ぐため、7月7日「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(社)長崎県港湾漁港建設業協会に被災情報提供要請を行い、被害の基大きさが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を発出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから、(社)長崎県港湾漁港建設業協会から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 ※「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局長と(社)長崎県港湾漁港建設業協会との2者間で締結	第167条の2 第1項第5号
21	県央振興局	建設部 河港課	H29.9.26	小長井港海岸漂着流木等緊急処理工事	11,340,000	諫早市永昌東町6-10 西州建設株式会社 代表取締役 中村 辰弥	平成29年7月の九州北部豪雨により有明海に流出した流木、木くず等が、7月7日以降、小長井港海岸に大量に漂着し、漁業活動等に大きな被害をもたらしている。 これらの再流出による被害の拡大を防ぐため、7月7日「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(社)長崎県港湾漁港建設業協会に被災情報提供要請を行い、被害の基大きさが確認されたため、続いて同日緊急作業出動要請を発出した。 協定書第7条第2項に「緊急作業時にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で契約を締結し、清算するものとする。」とあることから、(社)長崎県港湾漁港建設業協会から出動要請を受けた協会員との間で請負契約を締結し、費用を清算するため、今回1者随意契約により契約を締結し、工事を完成させ費用の清算を行う。 以上の理由により、今回の工事に関しては、1者随意契約とする。 ※「大規模災害等発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」・・・平成24年10月31日 長崎県県央振興局長と(社)長崎県港湾漁港建設業協会との2者間で締結	第167条の2 第1項第5号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	県央振興局	建設部 道路第一課	H29.12.22	長崎本線西諫早・喜々津間105km860m 付近久山跨線橋新設工事に伴う詳細設 計(基本協定)	42,093,000	福岡県福岡市博多区博多駅 前3-25-21 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 青柳俊彦	本業務は、一般県道久山港線道路改良工事(久山工区)に伴い、JR 長崎本線を跨ぐ橋梁の詳細設計業務である。本橋梁は、JR長崎本線を 斜めに横断する計画である上、近接してJR久山トンネルもあることか ら、施工時の列車の安全や運行管理、また久山トンネル等の構造物へ の影響や対策を考慮した橋梁設計及び架設計画が必要となる。これら の制約条件を考慮して設計を行うには、鉄道に関する高度で特殊な技 術力が必要となることから、鉄道事業者である九州旅客鉄道株式会 社のみが唯一委託できる相手方である。	第167条の2 第1項第2号
23	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防管 理事務所	H30.3.20	諫早湾干拓堤防通信制御設備保守点検 業務委託	8,424,000	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝通信インフラシステムズ ㈱九州営業所 所長 木下 淳三郎	当業務の対象となる通信制御設備は、「国営諫早湾干拓事業」により、 平成7～10年度にかけて㈱東芝が設計・製作したものであり、平成12年 度から長崎県が管理委託協議書に基づき施設の管理を行っている。施 設の設置後は、㈱東芝が継続的に保守点検を行ってきたが、平成22年 度以降は㈱東芝の保守・補修(修理)業務に関して業務委嘱された「東 芝通信インフラシステムズ㈱九州営業所」が保守点検を継承している。 「東芝通信インフラシステムズ㈱九州営業所」は、施設的设计・製作・整 備を行った㈱東芝の保守・補修業務の委嘱業者であるため、業務内容 に極めて精通しておりの確な保守点検が期待される。また、同社は、現 在製造が中止されている特殊部品にも対応していることから、緊急時の 修理等に対応できる業者は、「東芝通信インフラシステムズ㈱九州営業 所」に特定される。	第167条の2 第1項第2号
24	県央振興局	建設部 管理課	H30.3.22	田結港海岸環境施設(緑地等)管理委託	3,240,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	諫早市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁 や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っ ているが、「田結港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の 管理を諫早市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であることよ り、諫早市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
25	県央振興局	農林部 土地改良課	H30.3.29	大村北部地区 重井田水路トンネル工 事積算参考資料作成業務委託	2,700,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するもの である。 県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算 システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版と して更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本シ ステムは常時更新される歩掛や単価を確実に反映しており、信頼性が 高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持 される使用許諾契約を締結し、積算システムを有しており、本システム による積算資料作成業務を受託できるのは当連合会のみである。	第167条の2 第1項第2号
26	県央振興局	建設部 河港課	H30.3.27	半造川樋門等操作管理委託	3,600,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	河川管理施設である樋門の管理は河川管理者自ら行うのが原則であ るが、職員の配置状況等から迅速な対応が困難なため委託するもの である。 諫早市に委託することで樋門等の操作が必要となる洪水時において も、迅速かつ確実な対応が期待できる。 なお、委託先については、河川法第99条により地元市町村に限られ ている。	第167条の2 第1項第2号